兀

山口県告示第五十九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条祭

口

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

Щ

○選管告示

周南都市計画第

周南都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)………………一三 県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………………………

一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

.....

県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………

県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………………一二

(商政課) ……………………八 (商政課)七 ○告示

目

次

每週火·金曜 日発行

令 和 元 年 6 月21日 (金曜日)

項に規定する病院でなくなった。

令和元年六月二十一日

名

光市虹ケ浜二丁目一〇番一号

所

在

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県告示第六十号 光市立光総合病院

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

令和元年六月二十一日

名

在

認定が効力を有する期限

村

岡

嗣

政

光市光ケ丘六番一号

光市立光総合病院 称

山口県知事 地

令和四、 四、

山口県告示第六十一号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

令和元年六月二十一日

山口県知事

村

岡

嗣

政

区域の名称

直接請求に必要な有権者の数…………………………………………………………………………………………… 区域の範囲 緑町(6)地区

と八号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号

第			
"	"	下	市
		関	
		市	名
"	"	彦	町
		島	
		緑	
		町	名
九二三の三六	九二三の一	五二六一の四八	地
			番
三号	二号		標
			柱
			番
			号

七号 六号 五号 四号

九二三の一 五二六一の三

二六一の四七

八号

山口県告示第六十二号

借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 四年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、 及び方法等について、次のとおり定めた。 う。)並びに当該競争入札参加資格の審査 条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和元年十月一日から令和 「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」とい 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七 (以下「資格審査」という。) の申請の時期 以下

令和元年六月二十一 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

競争入札参加資格

口

山

- の委託にあっては、二等級)に区分して格付される資格を有するものとする。 の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の の四(政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。) という。)に係るものを除く。)に参加することができる者は、政令第百六十七条 じ四等級に、業務の委託にあっては契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務 請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあっては契約の種類及び金額に応 (平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約(以下「特定調達契約」 競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
- 第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者 おける衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二 「建築物清掃業者」という。)についてのみ行うものとする。 競争入札参加資格の格付は、 県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、 次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただ 建築物に (以 下
- 資格審査の申請をする日 (以下「申請日」という。)の属する営業年度の直前

- る直近の営業年度)の決算 の営業年度(決算が申請日までに確定しない場合にあっては、 (法人にあっては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、 (以下「直前決算」という。) における自己資本額 決算の確定してい 個人に
- あっては次年度繰越純資本金の額とする。
- 百分比で表したものをいう。 直前決算における流動比率 (流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を
- 両運搬具、工具及び器具の残存価格 申請日の前日における営業(建築物清掃業者にあっては、 物品等の製造を主たる業とする者にあっては、 直前決算における機械装置、 清掃業務) 車

3

4

る職員の数

5

- う。)又は建築物清掃業者にあっては、 の雇用の状況 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者 申請日の直前の六月一日における障害者 以 下 「県内業者」とい
- 6 のに限る。) 申請日の前日までの営業年数(建築物清掃業者にあっては、 清掃業務に係るも
- 7 上高(建築物清掃業者にあっては、直前決算の日以前二年の各営業年度における 清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売
- 8 掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間 建築物清掃業者にあっては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清
- 号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画 県内業者にあっては、次世代育成支援対策推進法 (以下「一般事業主行動計 (平成十五年法律第百二十

9

県内業者にあっては、やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

画」という。)の策定及び届出の有無

10

- 11 証取得の有無 県内業者にあっては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認
- 12 推進機構の認証及び登録の有無 県内業者にあっては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性
- 件に該当するものとする。 四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の 次に掲げる要
- と認められる者であること。 4まで、6及び7に掲げる事項を審査して行う資格審査において、資格を有する 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れにあっては、□の1から

県

□ 競争入札参加資各の有効期間 は、二等級)に区分して格付される資格を有する者であること。 格審査において、契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託にあって 業者にあっては、□の1、2及び4から8までに掲げる事項)を審査して行う資 2 業務の委託にあっては、□の1、2、4、6及び7に掲げる事項(建築物清掃

四 競争入札参加資格の有効期間

四年九月三十日までの間とする。競争入札参加資格が決定された日から令和競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から令和

一資格審査の申請の時期及び方法

□ 申請の時期は、令和元年六月二十一日以降随時とする。

- 「「資各権を受けなりにする登ま、競争人し参加資各権をして、「申請の申其に「台承庁の当人の第一十一日以降的申とする」
-) 「「「「「「「」」」」(「「」」)(「」」)(「「「「」」)(「「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。 「「資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 憲が証明した同様の書類)、個人にあっては誓約書(別記第二号様式) 1 法人にあっては登記事項証明書(外国法人にあっては、権限を有する本国の官
- した同様の書類)
 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明
- 益計算書

 3 法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては資産負債調及び損
- 営業所の所在状況を記載した書類

口

- ることを証する書類(建築物清掃業者にあっては、建築物における清掃を行う事5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあっては、これらを受けてい
- 業の登録証明書の写し)

Щ

- 7 一の口の10に定めるやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた者にあってに提出した当該届出の写し 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあっては、都道府県労働局長
- 一の□の□に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証は、当該登録証の写し
- を取得した者にあっては、当該認証に係る登録証の写し8.一の口の目に覚める環境でオシメントシステムに関する国際標準仕機構の認
- 写し 進機構の認証及び登録を受けた者にあっては、当該認証及び登録を証する書面の。 一の口の12に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推
- 10 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)
- 四 申請書等の作成に用いる言語等 11 1から10までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

- 記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。 1 申請書及び三の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で
- 記載しなければならない。 令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省
- 三 官公需適格組合の特例

提出することができる。書に、二の三に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に基づく事業協同組合

資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に二の臼に掲げる書類(変更に競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競

- (一 住)
- 〕商号又は名称
- 四 県との取引を日 代表者の氏名
- 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
- 伍 代理人

別記

第1号様式

(表)

新規・継続 登録番	号 ※受付番号			*	受	付
			-			
	競争入札	参加資格額	茶 在 申 請 書			

山口県知事 様

郵 便 番 号
申請者 住 所 所 高号又は名称 代表者氏名 印 (電 話 局 番) (ファクシミリ 局 番)

年 月 日

兀

製造の請負 買 入 れ 年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する^{物品等の}價 入 れに係 売 払 い 業 務 の 委 託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。 なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実に相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する営業権目及び営業比率
 (1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い翌望する営業権目及び営業比率
 第1希望
 第3希望
 第3希望
 第4希望
 第5希望
 第6季
 第6季
 第7年
 1年十十年
 1年十年
 1年十月
 1日本日
 1日本日

									_									
希望順位	大	: 分	類		分類			、分类	頁 2		、分 類			分为			、分 類	. 5
7年順匹	番号	種	目	番号	種	目	番号	種	E	番号	種	目	番号	種	目	番号	種	目
第1希望																		
第2希望																		
第3希望																		
第4希望																		
第5希望																		
備			考															

(3) 清掃業務の委託

営	業	種	I	営業比率	営	業	種	I	営業比率
清	掃	業	務	%					%
						Ī	t		100

報

山

(裏)

*				※資	格区分																			
2	自己資本																							千円
· 答	₹																							
3	流動比率					流動資	* 产	(F円)										
*						流動負	負債	(=	一円	/ >	× 100) =			%	Ó				
(4)	機械装置	区		分	取	得	価	格	冬	(A)	減	価	ſ	賞	却	額	(B)	残	- 存		fi	格	(A)	—(B)
) 等	を の残存価	-	械 装		-12	10	Іші	11	Ц	千円	175%	IIIII		м	~-/l*	TEST	千円		11	ημ	ц	ПП	(2.1)	千円
116	Ĩ		7運																					
			Į · Į																					
*			<u>`</u> 計	/ \																				
(5)	職員数	76			2447	左記の	つうせ	ち. 湟	書掃.							資格、	免許	 ·等の2	名称			人		数
		項	能 .	員	数	業務行	É事 耶		文	清掃	業務	に関	係											人
					人				人															
										する	負恰	、光	計											
										等を	有す	る職	員											
*																								
6 _E	障害者の 運用状況	光田土	. — ш		人	数	_	= =	JESH.	の却生)+ <i>/</i> ->	= H	空中土	5.**& A	松一		人		数
	三角水化	吊時	雇用者の	する数			人	産用 義務	(不)の有	の報告 無		有	•	無		伝定の基	産用 降と オ	章害者 なる労	「剱の	昇疋の数				人
*	VI VIII. 6-181																							
7	営業年数	営	業開] 始	年 月	t	₹		業		期			間		現組	織への	の変更	年月	崖	<u> </u>	業	年	数
\• <u>/</u>			年		月		年		月か	5		年		月言	まで		年		月					年間
(8)	清掃業務	<u>بند</u>	- 学 - 目目	1 44	左 日	<i>I</i> -	<u>.</u>		業		期			間		IH VII	並 。	の水田	左 日	<u>~</u>	<i>t</i> .	₩-	年	*4
10	ニ係る営業	'呂	来 併	」	年月	1	卜		来		朔			间		現組	和 (の変更	半月	′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′′	1	業	平	数
<u>4</u> <u>*</u>	数		年		月		年		月か	ら		年		月言	まで		年		月					年間
(9)	直前2年	直	前	2	年の	L) 売 ₋	Ŀ i	高	直	前	1	年	の	売	上	高	年	間	平	上	1 7	売	上	高
目	同年間平 日売上高	12.5	13.5		' '			<u>千円</u>	, i	13.3						千円		1.4		-	, ,			千円
*	ガル上向																							
10	清掃業務に係	直	前	2 4	手の	契約	金	額	直	前 1	- 年	· の	— 契	!約	金	額	年	間	平	均	契	約	金	額
	直前2年間の年 平均契約金額							千円								千円	· ·							千円
*	一个大的业识																							
11)	子育て支援・	V/cz 1111.	少去	H-44:	\$\$±₩\₩\	上12 トフ	抗	. 击					en 4	トルチ	h	4 D.I.	D33 +#- V	化 古 兴	- ± -	7%				
<u>女</u> ※	性の活躍推進					去による 及び届出			有	•	無			くなり		生の活	進推 7	医尹耒	そ白の	豆	7	j	•	!!!
(12)	環境マネジメ												工四小	±	÷ 28.	2 2 1	2,7	= 1 17	- EE -}-	7				
Ŭγ	トシステム	環境	マネ	ジメル機	ントシス	ステムに E取得の	関す	る	有	î ·	無		一般	引相员	引法丿	メント 人持続	と推議	アムに 焦機構	- 渕 9 昇の認	証	7	j		!
*			保毕	11小攻/	円 V J 記記	正式を行う	有無						及て	が登録	录のす	「無								
	名	称												_		更 番	_							
山	所 在	地工力												_	電		話					局		番
	代表者の													_		クショ						局		番
口県との	名	称												_		更番	-							π.
の 昭7	所 在	地												_	電	2. 3. 3	話					局		番
取引をする支店等	代表者の													_		クショ	_					局		番
をす	名亦	称												_		更番	_					<u> </u>		平
3	所在	地												_	電ファ	h 3/3	話					局局		番釆
支	代表者の	大名 称														クシ ³ 更 番						/¤J		番
等	名 所 在	地												_	電電	火 宙	話					局		番
	代表者の													_		クシミ	_					<u>周</u> 局		番
*	参加停止	<i>▶</i> √∏												\dashv	/ /	/ / -	` /					/HJ		'H
Ι σ	問間																							

- 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。 ※印欄は、記入しないこと。 注

五.

- 3 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
- 4 ①欄の(1)の「備考」欄は、小分類の種目をその他とする場合にその具体的な品目の内容を記入すること。
- 5 ①欄の(2)の「備考」欄は、一つの希望順位内で大分類の種目をその他とし、かつ、小分類の種目をその他とする場合にのみ、その主要な業務の内容を記入すること。
- 6 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。
- ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
- ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
- ①欄及び②欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

報

県

山

口

(定期)

켇皿

約

1

第2号様式

山口県知事

様

韫 幹 住所

天名

(11)

いことを誓約します。 J. 成年被後見人、 被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しな

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

様

山口県知

年

田

Ш

-請者 田 典 闽 橅 。 名。氏 所。称。名

商号又は名称 代表者氏分

(11)

第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準

を行わないことを併せて誓約します。 た、入札参加資格取得後においては、 同基準第15号から第21号ま でに該当する 仁

壚

911

逐務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋 (暴力団排除)

- 5 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。成員」という。)であるとき。成員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認め
- られるとき。) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認め られる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる

19

- 20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、 したとき。 暴力団又は暴力団関 は暴力団関係 契約を締結
- . 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。
- E 申請時においては、第/5号から第/9号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、業務委託契約又は物品調選等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第/5号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第/5号中「使用した」とあるのは「申請者」と、第/5号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第/5号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第20号中「を終結した」とあるのは「を締結している」と、第20号中「をした」とあるのは「を

六

併

 \mathbb{H}

Ш

Щ

報

変

囲 # 屈

変 浬 併

压 Ш

変

浬

9

乜

谷

変

浬

뺭

変

浬

後

山口県知事

様

競争人札参加資格審查事項等変更届

年

田

Ш

居出者 寅 橅

畑

(ファクシミリ

入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

併

田

日から

 \mathbb{E} \mathbb{H}

ら同年十月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年六月二十一日か

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

(IIO) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

日までの間の競争

山口県知事

村

岡

嗣

政

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグコスモス宮島町店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 山口市宮島町一〇〇七の六

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

横山

英昭

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

大規模小売店舗の新設をする日

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名

英昭

氏名又は

名 称

住

几

令和二年二月五日

Ŧī. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 、五四〇平方メートル

五二台 駐車場の収容台数

駐輪場の収容台数 一五台

 (\equiv) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

「届出者」欄への押印は要しないこと。

署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、

七

純

代表者の氏名

武美

井出

武美

代表者の氏名

更

後

		三		$\vec{=}$	-	_		五.	四				
名者の代表者の氏表者の氏	変更に係る事項	変更に係る	名	届出者の名称及び住 所在地 光市浅江	名称 イオン	大規模小売店舗	平成二十一年十一月二十日	変更年月日	令和元年五月八日届出年月日		を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業		変更に係る
有限会社くにきよ園芸	業を行う者の氏名又大規模小売店舗にお	概会要社	称	び住所並びに代浅江一七五六の	ン光店	の名称及び所在地	月二十日		日		名称の元業		事項
にきよ園芸	の氏名又は名称店舗において小売	千葉市美浜区中瀬	住	名称及び住所並びに代表者の氏名光市浅江一七五六の一	;	所在地				株式会社タツミヤ	鮨桝食品株式会社	磯田園製茶株式会社	変更
國清	変	_		11						ヤ	社	会 社	
勲	更	丁目五の一											前
	前		所										変
國清	変	井出	化										更
篤	更	武美	1表者										
	後	美	代表者の氏名										後

五.

変更年月日

令和元年五月八日 届出年月日

平成二十五年十一月二十日

几

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業

株式会社ノエルヤマモト

三変更に係る事項の概要

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所在地

光市浅江一七五六の一

三 変更に係る事項の概要

変 更 に

係 る 事 項

変

更

前

変

更

後

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所

代表者の氏名

井出 武美

h 1	h 1	2. 1	
を行う者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業	を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	変更に係る事項
			変
			更
			前
竹村 恭典	周南市今宿町	株式会社タケデン	変
^	町三丁目一	ケデン	更
	番一号		後

三 変更に係る事項の概要

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所

代表者の氏名

井出 武美

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

光市浅江一七五六の一

名称

イオン光店

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更年月日 令和元年五月八日

平成二十六年十一月一日

五.

四

届出年月日

九

 \equiv 五. 四 イオンリテール株式会社 変更に係る事項の概要 所在地 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 平成二十八年六月十六日 変更年月日 届出年月日 大規模小売店舗の名称及び所在地 令和元年五月八日 光市浅江一七五六の一 イオン光店 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

_			
名	う者の代表者の氏おいて小売業を行大規模小売店舗に	変更に係る事項	
	株式会社タムラ	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売	
	田村	変	
	邦夫	更	
		前	
	田村	変	
	正顕	更	
		後	

所

代表者の氏名 武美

		第2名,是《】《二代》表				
	名 名 名 の代表者の氏 大規模小売店舗に	株式会社タムラ	田村	邦夫	田村	正 顕
四	届出年月日					

五.

変更年月日 令和元年五月八日

平成二十九年十月二十日

大規模小売店舗の名称及び所在地

	三	ĺ				
				<u></u>		
変更に	変更に係る	イオンリテ	名	届出者の	所在地	名称
係る事項	変更に係る事項の概要	イオンリテール株式会社	称	届出者の名称及び住所並びに代表者	光市浅江一七	イオン光店
変		千葉市美浜区中瀬一丁目五の	住	並びに代表者の	一七五六の一	
更		中瀬一		の氏名		
前		丁目五の一				
変			所			
更		井出	代表			
後		武美	表者の氏名			

令和元年 6 月21	日 金曜日	山	П		県	報	(定期)		第 1	4 号	
二 届出者の	所在 称	五 変更年月日 平成二十九年十	四届出年月日	た規模小売点	変更に	二 変更に係る二 正出者の名	所在 称 从 模小	平成二十	五 変更年月日 令和元年五月八日	四届出年月日	大規模小売点
14 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	光市浅江一七五六の一元店舗の名称及び所在地売店舗の名称及び所在地	九年十一月二十日五月八日		を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	係る事項	事項の概要ル株式会社の概要	光市浅江一七五光市浅江一七五	平成二十九年十月三十一日	日 五月八日	日	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業
・ 住 住 来 市美浜区中瀬 変 更 でに代表者の氏名	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	Н		株式会社ハニーズ	変更	千葉市美浜区中瀬びに代表者の氏名	七五六の一	I			株式会社バッケンモー
前五の一			•		前	一丁 目 五 の 一					モーツァル
変					変	所					
更					更	井 出 代 _害					
出 武 美 後 後 					後	出一武美					
名 称 住名 称 イオン光店二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名所在地 光市浅江一七五六の一所在地 光市浅江一七五六の一	五 変更年月日 平成三十年三月一日 不成三十年三月八日	国国出手引引			イオンリテール株式会社 千名 称	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 称 イオン光店 大規模小売店舗の名称及び所在地	五 変更年月日 平成三十年一月二十日	四届出年月日	を行う者の代表者の氏名	を行う者の住所 を行う者の住所	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業
住代表者の氏名			業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売		千葉市美浜区中瀬一丁目五の一住)に代表者の氏名 一 で に代表者の氏名					
		矢野 博丈	変		丁目五の						
所		丈	更前		の 一 所				大瀬良菜穂美	周南市大	有限会社
代表者の 氏名		矢野 靖二	変更後		井出 武美				(徳美	周南市大字久米三〇九二の一	有限会社メディア企画

五.

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

井出

武美

う者の住所 大規模小売店舗に 変 変更に係る事項の概要 更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 変 更 前 変 更

几 届出年月日

株式会社三城

丁目七番十七号東京都中央区銀座二

室町二丁目四番三号東京都中央区日本橋

変更年月日 令和元年五月八日

五.

平成三十年十二月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地 称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

県

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五

の 一

所

代表者の氏名

井出

武美

名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 イオンリテール株式会社 岡崎 変 双 更 前 井出 変 武美 更 後

山

口

変更に係る事項の概要

几 届出年月日

令和元年五月八日

変更年月日 平成三十一年三月一日

(三二) 県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

県営

土地改良法

篠原第二地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条 第五項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

後

山口県知事

村

岡

嗣

政

縦覧に供する書類

県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の写し

縦覧の期間

令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで

縦覧の場所

三

山口県農林水産部農村整備課

(三三) 県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

正元田上堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 同

令和元年六月二十一日

条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

山口県知事

村

岡

嗣

政

県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し

縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで

 \equiv 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三四) 県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

項の規定により、 野道地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。 同条第五

令和元年六月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

14 号

県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の写し

縦覧に供する書類

縦覧の期間

縦覧の場所 令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで

山口県農林水産部農村整備課

(三五) 周南都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの縦覧

あったので、 都市計画高度利用地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付が 周南市から都市計画法 します。 同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による周南

令和元年六月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣

政

都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所 周南都市計画高度利用地区徳山駅前地区

山口県土木建築部都市計画課

口

三六 周南都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧

山

おり縦覧に供します。 都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写 しの送付があったので、 周南市から都市計画法 同法第二十条第二項の規定に基づき、 (昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による周南 当該図書の写しを次のと

令和元年六月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称

周南都市計画第一種市街地再開発事業徳山駅前地区第一種市街地再開発事業

都市計画の図書の写しの縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課

山口県選挙管理委員会告示第五号

を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を 八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一 第 項

令和元年六月二十一日

Щ 口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中 郎

の請求の議員の解職	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関	廃の請求県条例の制定又は改	直接請求の種類
第一項 地方自治法第八十条	条第一項地方自治法第七十六	条第一項 地方自治法第七-	条第一項地方自治法第七	根拠規
十 条	十六	十五	十四四	定
上周山周美柳長光岩下防萩山宇下 関防市市市選市市市市選手 時下下時期市市選挙挙区区区 市市選選選挙区区区 市市選挙登区区区 市野選挙区区区 市野選挙区区区 市野選挙区区区 市野選挙区区区 市野選挙区区区 市野選挙区区 第一次 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下				必要な有権者
一四 一三一三一五四七 八四七〇七九九四九五二四三六四	二四五、	-	-	の 数
 六九五三一一九四七六二八二四二 五〇八〇四八〇九三四六一五三四 七〇六二一二〇〇七四四四〇二一	七0一	=======================================		